

ライセンサー および ライセンシー の両者としてのメモです。(一応(^^))

ライセンス早見まとめ (書きかけ ...)

- GPL / LGPL ライブラリ & アプリケーション向け
 - クレジットとライセンス条文を明記
 - 一部の場合にライセンスの継承 & ソースコード開示義務発生
- Apache License ライブラリ & アプリケーション向け
- New BSD License アプリケーション向け
 - いずれかの付随ドキュメントにクレジットとライセンス条文を明記
- MIT License ライブラリ向け
 - バイナリ以外の全ての構成物にクレジットとライセンス条文を明記
- Creative Commons License ドキュメント向け

まとめられており大変参考になります：

http://smkn.xsrv.jp/blog/2009/03/summary_for_gpl_mit_cc_etc/

BSD License について

BSD License の原則を以下に挙げる。

- 無保証 であることの明記
- 著作権表示 および ライセンス条文自身 の表示
- ソースコードの非公開

BSD License には 3 種類存在するが、その違いは以下の通りである。

- 四条項 BSD ライセンス / 旧 BSD ライセンス
 - 派生物の宣伝時に初期開発者のクレジット表示：必要
- 三条項 BSD ライセンス / 修正 BSD ライセンス (New BSD License)
 - 派生物の宣伝時に初期開発者のクレジット表示：不要
- 二条項 BSD ライセンス
 - 派生物の宣伝時に初期開発者のクレジット表示：不要

その他

MIT ライセンス と BSD New ライセンスについて

参考になる：http://www.homu.net/2007/06/post_cd47.html

Android アプリ (Java) と GPL/LGPL について

GPL/LGPL のライブラリ・ソースコードを Android アプリで利用する場合：

- 静的リンク：ライセンスに従う必要あり (ソースコードを Web 公開または開示請求できるようにする)
- Android NDK などによる動的リンク：ライセンスに従う必要なし
- Intent による呼び出し：ライセンスに従う必要なし

<http://fnya.cocolog-nifty.com/blog/2012/01/android-lgpl-26.html>

LGPL ライセンスを適用していながら、例外条項を設けているライブラリもある。

こちらも参照：[Android アプリと LGPL ライセンスについて問題ないという解釈のツイート](#)

さらにこちらも参照：

[LGPL に関する追記 « Code Archives](#)

スマートフォンアプリでのオープンソースについて

<http://d.hatena.ne.jp/takuma104/20090328/1238261494>

参照

・ [Wikipedia - BSD ライセンス](#)
